

資料提供

令和8年4月30日

課名：国際課

担当者：大小田（おおこだ）

内線：2358

直通電話：082-513-2359

第5空母航空団による艦載機着陸訓練（FCLP）に係る
国等への要請について

令和8年4月30日、中国四国防衛局から、硫黄島で実施予定の米空母艦載機の着陸訓練について、天候等の事情により、同島で所要の訓練が実施できない場合には、5月7日から5月17日までの間に米軍岩国基地等において実施するとの連絡を受けた。（別紙1「令和8年4月30日 防衛省 第5空母航空団による艦載機着陸訓練（FCLP）について」のとおり）

このため、

- ・ 岩国基地において着陸訓練（FCLP）を実施しないこと
- ・ 岩国基地滑走路の運用時間（6:30～23:00）を厳守すること
- ・ 今後の訓練において、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと

について、本日、次のとおり要請した。

1 国への要請

- (1) 要請書の提出先
外務大臣及び防衛大臣
- (2) 内容
別紙2のとおり
- (3) 要請方法
FAX（別途郵送）

2 米国への要請

- (1) 要請書の提出先
駐日米国大使及び米海兵隊岩国航空基地司令官
- (2) 内容
別紙3のとおり
- (3) 要請方法
FAX又はメール（別途郵送）

(お知らせ)

令和8年4月30日
防 衛 省

第5空母航空団による艦載機着陸訓練（FCLP）について

在日米軍司令部から、下記のとおり硫黄島において第5空母航空団が艦載機着陸訓練（FCLP：Field Carrier Landing Practice）を実施する予定である旨の通知がありましたので、お知らせします。

なお、予定は現時点のものであり、今後変更される可能性があります。

1 米空母艦載機着陸訓練（FCLP）は、空母艦載機のパイロットが着艦資格を取得するため、陸上の飛行場の滑走路を空母の甲板に見立てて着陸する必要不可欠な訓練です。この訓練は、我が国の防衛や地域における米国の抑止力・対処力の強化のため、非常に重要な意義があります。

2 訓練概要

- ・ 訓練期間：5月7日（木）～同月17日（日） 11：00～翌03：00
- ・ 訓練機種：第5空母航空団所属空母艦載固定翼機全機種
(F-35C、FA-18E、FA-18F、EA-18G及びE-2D)

3 なお、天候又は不測の事態により、硫黄島における所要の訓練を実施できない場合には、次の一部又は全部の飛行場において訓練を実施するとの連絡を受けていますが、防衛省としては、硫黄島で訓練を実施するよう、米側に求めてまいります。

三沢飛行場	5月12日（火）～同月17日（日）
横田飛行場	5月12日（火）～同月17日（日）
厚木飛行場	5月12日（火）～同月17日（日）
岩国飛行場	5月12日（火）～同月17日（日）

(別紙2)

令和8年4月30日

外務大臣様 } (各通)
防衛大臣様 }

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
国際課

米軍岩国基地における空母艦載機着陸訓練について（要請）

令和8年4月30日に、中国四国防衛局から、米空母艦載機の着陸訓練（FCLP）について、天候等の事情により、硫黄島において所要の訓練を実施できない場合には、5月12日から5月17日までの間に米軍岩国基地等において実施するとの連絡を受けました。

本県ではこれまで、空母艦載機着陸訓練については、周辺地域における騒音被害や事故発生危険性の増大など、県民の安全・安心が脅かされる懸念があるため、とりわけ岩国基地で実施しないこと及び硫黄島の代替施設として岩国基地を指定することは容認できないという意向を、国に対して繰り返し表明するとともに、情報提供及び地元自治体の意向を尊重するよう要請を行って参りました。

こうした中、岩国基地において艦載機の着陸訓練の実施の可能性が示されたことは、誠に遺憾です。この訓練が実施されることとなれば、騒音被害等、地元住民に多大な影響を与えることとなり、本県としては、容認することはできません。

つきましては、米空母艦載機の着陸訓練について、岩国基地を使用することなく、硫黄島で所要の訓練を完了すること、また、岩国基地滑走路の運用時間を厳守すること、さらには、今後の訓練において、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないことを、米側に求めるよう要請します。

(別紙3)

米軍岩国基地における空母艦載機着陸訓練について（要請）

2026年4月30日に、中国四国防衛局から、米空母艦載機の着陸訓練（FCLP）について、天候等の事情により硫黄島において所要の訓練が実施できない場合には、5月12日から5月17日までの間に米軍岩国基地等において実施するとの連絡を受けました。

本県ではこれまで、空母艦載機着陸訓練については、周辺地域における騒音被害や事故発生危険性の増大など、県民の安全・安心が脅かされる懸念があるため、とりわけ岩国基地で実施しないこと及び硫黄島の代替施設として岩国基地を指定することは容認できないという意向を、貴国に対して繰り返し表明するとともに、情報提供及び地元自治体の意向を尊重するよう要請を行って参りました。

こうした中、岩国基地において艦載機の着陸訓練の実施の可能性が示されたことは、誠に遺憾です。この訓練が実施されることとなれば、騒音被害等、地元住民に多大な影響を与えることとなり、本県としては、容認することはできません。

つきましては、米空母艦載機の着陸訓練について、岩国基地を使用することなく、硫黄島で所要の訓練を完了すること、また、岩国基地滑走路の運用時間を厳守すること、さらには、今後の訓練において、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないことを要請します。

2026年4月30日

アメリカ合衆国駐日本国特命全権大使

ジョージ・グラス 様

米海兵隊岩国航空基地司令官

ケネス・K・ロスマン大佐 様

（各通）

日本国広島県知事
横田美香